





第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	13	68	94	114	118	129	165	170		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	30	46	80	92	101	137	137		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	13	38	34	20	11	1	0	4		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	14	14	14	25	27	27		

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	7	10	12	13	16	19	20		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	2	6	9	11	12	15	15		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	1	5	3	2	1	2	0	1		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	2	4	4		

（注）法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。